

がっこうせいかつ かた
学校生活のあり方

I がっこうせいかつ
学校生活

(1) せいとこころえ 生徒心得 — ひめじきたこう げんそく 姫路北高4原則

ア たいせつ 生命(いのち)を大切に^{せつ}する。

イ ぼうりよくてきこうい げんどう おこな あらゆる暴力的行為・言動は行^なわない。

ウ めいわくこうい おこな あらゆる迷惑行為は行^なわない。

エ しゃかいじょうしきじん にんげんかんけい たいせつ 社会常識人として人間関係を大切に^{せつ}する。

げんそく ほん がくぎょう そこう ふりよう あらた しんろへんこう すす
この4原則に反して、学業や素行が不良であり、それが改まらないときは、進路変更を勧めることがあります。

(2) がっこうせいかつ 学校生活のありかた

ア がっこうせいかつ ようそ 学校生活の3要素

(ア) じ こせきにな 自己責任

がっこうせいかつない こうどう じ こせきにな お
学校生活内のすべての行動について自己責任を負うこと。

(イ) じ こきせい 自己規制

せいとこころえ のぞ まも じぶんじしん きせい せいかつ
生徒心得を望ましく守るため、自分自身を規制(コントロール)して生活すること。

(ウ) じ こじつげん 自己実現

じぶん ゆめ もくひょう ぐたいてき もと つね じつげん どりよく
自分の夢や目標を具体的に求めながら、常にその実現のために努力すること。

イ ふくそう 服装について

(ア) せいふく さだ 制服は定め^なない。

(イ) たしや けんおかん ふかいかんどう かん ふくそう つと 他者に嫌悪感・不快感等を感じさせない服装に努める。

ウ とうはつどう 頭髪等について

(ア) とく きてい さだ 特に規定は定め^なない。

(イ) たしや けんおかん ふかいかんどう かん とうはつどう つと 他者に嫌悪感・不快感等を感じさせない頭髪等に努める。

(ウ) こうきょう がくしゅう ば とうはつ そうしょくひん つと 公共の学習の場にそぐわない頭髪や装飾品などはさけるよう努める。

エ こうがいせいかつ 校外生活のありかた

(ア) やかんていじせいこうこう せいと しゅうぎょう つと 夜間定時制高校の生徒として、就業に努める。

(イ) しゃかいじん じかく ほんこうせいと じかく けんぜん しゃかいせいかつ おく 社会人としての自覚と、本校生徒としての自覚をもって健全な社会生活を送ること。

2 生徒顕彰制度

学校生活で生徒の模範と認められる優秀な生徒は、各年度末および卒業時に顕彰しています。顕彰には、次のものがあります。自分の学校生活での頑張りを残せるように努力しましょう。

- (1) 成績優秀顕彰 (2) 皆勤顕彰 (3) 精勤顕彰 (4) 部活動功労顕彰
(5) 善行顕彰 (6) 生徒顕彰

3 通学

- (1) 通学は学校管理下にあることを自覚し、本校生徒として責任ある行動をとること。
(2) 生徒は通学の方法についてあらかじめ学校に申請し、了承を得ておかなければならない。
(3) 補助簿の「通学方法」欄に明記し、「通学時間」欄に所要時間を記入すること。
(4) 原動機付自転車・普通自動車による通学は別途定められた規定をもって許可する。
(5) 自動二輪・大型自動車・電動キックボード等による通学はいっさい認めない。

ア ヘルメット着用努力義務を正しく理解し、ヘルメット着用に努めること。

イ 「自転車通学届」を提出して了承を得ること。

ウ 両足スタンドの自転車を利用するのが望ましい。

エ 兵庫県では2015年4月1日より「条例」が施行され自転車利用者は賠償責任保険への加入が義務となっている。

※本校PTAでは、全国PTA連合会の「全国高P連賠償責任制度」に加入しているが、この制度の補償内容は加害事故のみに限られている。

万が一の事故による自分自身の傷害などに備え、自転車任意保険に加入するのが望ましい。

(6) 公共交通機関利用通学

定期券の購入は事務室で「通学証明書」の発行を申請し、発行された通学証明書を交通機関定期券販売窓口にて提示し、購入すること。

20:15までに申請……当日に発行

20:15以降に申請……原則翌日以降に発行

(7) 原動機付自転車及び普通自動車通学

アの要件を満たす者で申請があり、審議の後許可された者のみ通学での利用及び校内への乗り入れを認める。

(ア) 職場・通学に関わる交通機関の事情で、登下校に何らかの支障がある場合。

(イ) 家庭事情・安全な通学確保について特別な事情がある場合。

イ 申請の手順

(ア) 校内乗り入れの場合

アの事情が発生した場合、本人・保護者・雇用主とで相談し、通学許可が必要であるとの結論に達した上で、担任及び年次主任に事前相談を必ず行い、その了承が得られたら、「自動車・原付通学許可願」を提出することができる。

(イ) 最寄の公共交通機関まで原付を利用する場合

アの事情が発生した場合、本人・保護者とで相談し、通学許可が必要であるとの結論に達した上で原付の利用区間を明らかにし、担任及び年次主任に事前相談を必ず行い、その了承が得られたら「原動機付自転車通学使用許可願」を提出することができる。

ウ 申請の可否

「自動車・原付通学許可願」及び「原動機付自転車通学使用許可願」は年次と生徒指導部で慎重に審議し、その結果をふまえて学校長が可否を決定する。

エ 通学許可に関わる誓約事項

以下の誓約事項を本人及び保護者が誓った上で申請を行う。

誓約事項 (校内乗り入れの場合)

- ① 交通法規をよく守り、安全運転につとめます。(なお校内での自動車の速度は時速10 km以下、原付はエンジンを切って降車して移動します)
- ② 車両の違法改造・暴走行為およびいかなる迷惑行為も絶対にいたしません。
- ③ 自らが引き起こした交通違反・事故等については、本人および保護者が全責任を取ります。
- ④ 裏面の保険証書のコピーの通り任意保険に加入しております。
- ⑤ 自動車・原付を貸したり、運転させたりしません。また同乗させません。
- ⑥ 許可証は、原付については運転免許証とともに携帯し、自動車については車両の外から見える位置に常置します。
- ⑦ 乗り物利用などに関する教職員の指示には、素直にしたがいます。
- ⑧ 通学許可車両以外の車両で通学いたしません。やむを得ない事情がある場合は事前に連絡し、許可を得ます。
- ⑨ 通学に使用する車両を変更する場合は、速やかに車両変更の届け出をいたします。
- ⑩ 通学を許可された事由および状況が大きく変化した場合は許可証を返納いたします。
- ⑪ 登下校時以外は車内に留まることはしません。
- ⑫ 新年度ごとに(毎年4月当初に)許可願を提出して審査を受けます。

誓約事項 (最寄の公共交通機関まで原付を利用する場合)

- ① 交通法規をよく守り、安全運転につとめます。
- ② 車両の違法改造・暴走行為およびいかなる迷惑行為も絶対にいたしません。
- ③ 自らが引き起こした交通違反・事故等については、本人および保護者が全責任を取ります。
- ④ 使用する原付については裏面の保険証書のコピーの通り任意保険に加入しています。
- ⑤ 原付を貸したり、運転させたりしません。
- ⑥ 許可証は、原付については運転免許証とともに携帯します。
- ⑦ 原付利用などに関する教職員の指示には、素直にしたがいます。
- ⑧ 通学に使用する車両を変更する場合は、速やかに車両変更の届け出をいたします。
- ⑨ 通学を許可された事由および状況が大きく変化した場合は許可証を返納します。
- ⑩ 決められた区間以外は通学の手段として利用しません。
- ⑪ 新年度ごとに(毎年4月当初に)許可願を提出して審査を受けます。

オ 通学許可の有効期間

- (ア) 許可証発行から許可が取り消しもしくは返納されるまでの期間とする。
- (イ) 誓約事項に反した場合、審議の後に通学許可を取り消す。
- (ウ) 通学を許可された事由・状況が大きく変化したことなどによって、通学許可が不要となった場合は許可証を返納する。
- (エ) 任意保険については毎年4月に確認し、保険に加入していない場合は通学許可を取り消す。

カ 許可証の携帯

- (ア) 原付については、運転免許証とともに携帯し、求められれば必ず提示する。
- (イ) 自動車については、車両の外から見える位置に常置する。
- (ウ) 通学許可証を紛失・汚損した場合は、速やかに再交付を願い出る。

(8) 運転免許証取得

ア 在学中の自動二輪免許取得は行わない。

イ 原動機付自転車・普通自動車等の免許取得については、本人および保護者の責任において取得することができる。ただし、取得後は速やかに「運転免許証取得申告書」を用いて学校に申告しなければならない。

- (ア) 交通安全指導上、運転免許証取得申告は生徒の義務とし、これを怠ることは許さない。
- (イ) 「運転免許証取得申告書」の提出は、運転免許証交付の日より10日以内をめどとする。

ウ 1年次生・転入生・編入生の新規入学生徒にあっては、学校生活の定着を優先するため、入学時より4か月間は免許証取得を禁止する。

(ア) 禁止期間において、運転免許証取得の必要性が特別に生じた場合は、次に定める規定によって審議の後に「運転免許証取得特別許可」を与えることがある。

(イ) 「運転免許証取得特別許可」は、次の要件を満たす者だけが申請することができ、審議の後に許可された者のみ免許を取得することができる。

a 職場に関わる事情で、特別に免許証取得が必要となった場合。

b 家庭事情で、特別に免許証取得が必要となった場合。

c 原動機付自転車・普通自動車に対する興味・関心または趣味を取得動機としない場合。

(ウ) 「^{うんてんめんきょしょうしゅとくとくべつきよか}運転免許証取得^{しんせい}特別許可^{じき}」の申請^{てじゆん}の時期と手順

a (イ)の事情^{じじょう}が発生^{はっせい}した場合は、まず本人^{ほんにん}・保護者^{ほごしゃ}・雇用主^{こようぬし}とで相談^{そうだん}し、特別^{とくべつ}に免許証^{めんきょしょうしゅ}取得^{とく}が必要^{ひつよう}であるとの結論^{けつろん}に達^{たつ}した上で、生徒指導部^{せいとしどうぶ}に申し出^{もう}る。その後^ご、生徒指導部^{せいとしどうぶ}、担任^{たんにん}および年次主任^{ねんじしゆにん}が必要^{ひつよう}な事前^{じぜんしんさ}審査^{おこな}を行い、その了承^{りょうじやう}が得^えられたら「^{うんてんめんきょしょうしゅとくとくべつきよか}運転免許証取得特別許可願^{ていしゆつ}」を提出^{ていしゆつ}することができる。

b 「^{うんてんめんきょしょうしゅとくとくべつきよか}運転免許証取得特別許可願^{ねんじ}」は、年次^{せいとしどうぶ}と生徒指導部^{しんちやう}で慎重^{しんぎ}に審議^{けっか}し、その結果^{けっか}をふまえて学校長^{がっこうちやう}が可否^{かひ}を決定^{けつてい}する。

(エ) ^{うんてんめんきょしょうしゅとくとくべつきよか}運転免許証取得特別許可^{かか}に関わる誓約事項^{せいやくじこう}

^{つぎ}次の誓約事項^{せいやくじこう}を本人^{ほんにん}および保護者^{ほごしゃ}が誓^{ちか}った上で申請^{うえ}を行うこと。^{おこな}

誓約事項

- ① ^{きよか}許可^{せいと}生徒^{こうつうきそくなら}は交通規則^{こうそく}並びに校則^{じゆんしゆ}を遵守^{じゆんしゆ}します。
- ② ^{うんてんめんきょしょうしゅとくとく}運転免許証取得^{じどうしゃ}のための自動車^{がっこう}学校^{がっこう}等の通所^{つうしよ}においては、本校^{ほんこう}の学業^{がくぎやう}に支障^{しじやう}のない日程^{にってい}で行います。^{おこな}
- ③ ^{とくべつ}特別^{じじょう}の事情^{うんてんめんきょしょうしゅとくとく}があり、運転免許証^{しゅとく}の取得^{きよか}が許可^{にんしき}されたことを認識^{しゅとくご}し、取得^{きよか}後は許可^{もくてきがい}された目的^{もくてきがい}以外^{以外}では車両^{しゃりやう}の運転^{うんてんとう}等をしないように努^{つと}めます。
- ④ ^{うんてんめんきょしょうしゅとくとく}運転免許証^{しゅとく}を取得^{じてん}した時点で、速^{すみ}やかに「^{うんてんめんきょしょうしゅとくとくしんこくしよ}運転免許証取得申告書^{ていしゆつ}」を提出^{ていしゆつ}します。

(9) ^{こうつうあんぜんきやういく}交通安全教育

- ア ^{こうつうしやかいじん}交通社会人^{ほんこうせいと}でもある本校^{ほんこう}生徒^{おこな}は、本校^{こうつうあんぜんきやういく}の行う交通安全教育^うを受けなければならない。
- イ ^{げんつき}原付^{じどうしゃとう}・自動車^{うんてんめんきょ}等の運転免許^{しゅとく}を取得^{せいと}している生徒^{がっこう}は、学校^{さだ}の定める安全^{あんぜん}運転^{うんてん}講習^{こうしゆ}を受講^{じゅこう}しなければならない。

4 ^{きつえん}喫煙

^{けんこうぞうしんほうだい}健康増進法^{じやう}第25条^{きてい}に規定^{じゆどうきつえんぼうし}された受動喫煙^{がっこうしきちない}防止^{すべ}のため、学校^{しゆうい}敷地^{敷地}内の全^{ぜん}てとその周囲^{しゆい}においても^{かんぜんきんえん}完全禁煙^{完全禁煙}とする。

5 ^{しよぶん}処分・特別指導

- (1) ^{ひめじきたこう}姫路北高4原則^{げんそく}に反^{ほん}した行為^{こうい}を行^{おこな}った場合^{ばあい}、進路^{しんろ}変更^{へんこう}を勧^{すす}めることがある。
- (2) ^{せいと}生徒^{ひめじきたこう}が姫路北高4原則^{げんそく}に反^{ほん}した行為^{こうい}を行^{おこな}った場合^{ばあい}、まず保護者^{ほごしゃ}・本人^{ほんにん}が学校^{がっこう}を継続^{けいぞく}する^{いな}か否^{はな}かについて話し合^あうこと。
- ア ^{せいと}生徒^{ほごしゃ}・保護者^{ほんこう}が、本校^{けいぞく}を継続^{けいぞく}したいと決意^{けつい}した場合^{ばあい}、学校^{がっこう}はその意思^{いし}をふまえて特別^{とくべつ}指導^{しどう}等^{とう}の方針^{ほうしん}を協議^{きやうぎ}・決定^{けつてい}する。生徒^{せいと}・保護者^{ほごしゃ}は学校^{がっこう}が決定^{けつてい}した指導^{しどう}案^{あん}に即^{そく}して課題^{かだい}を乗り越^{のりこ}える努力^{どりよく}を行^{おこな}う。

イ 薬物・シンナー等の乱用および依存症について

- (ア) 本人の健康および生命に関わる重大な問題であり、保護者・学校・関係機関と連携し、その指示・指導にしたがう。
- (イ) 原則的に本人の改善治療等に専念するために、本校の在籍を中断する。
- (ウ) 専門関係機関(少年愛護センターなど)および専門医療機関における指導と、改善措置および治療の状況、本人・保護者の意思と改善に対する具体的成果によっては、在籍したまま特別指導を受けることもありうる。

6 学校生活の留意事項

- (1) 姫路北高校管理区域以外への立ち入りは禁止する。
- (2) 単位制高校である本校において授業は最重要であり、やむを得ない事情がない限り必ず出席する。
- 「遅刻」「欠席」する事情が発生した時は学校へ連絡する。
- (3) 授業・特別活動(行事・集会・HRなど)に支障をきたす次のような行為はいっさい行わない。

ア 私語・無断の立ち歩き等。

- (ア) 定められた席で授業を受ける。
- (イ) 私語や居眠りなどせず授業に集中して参加する。

イ スマートフォン・携帯電話の使用および着信音による授業妨害。

- (ア) 授業・特別活動ではスマートフォン・携帯電話に触れない。
- (イ) 考査や小テストなどにおいては、電源を切った上で、必ずカバンの中にしまっておく。
- (ウ) 考査や小テストなどにおいてスマートフォン・携帯電話を手にした場合、考査不正行為として指導する。

ウ 授業担当者の指示・指導に反する行為。

- (ア) 授業においては授業の進度を最優先し、自己都合による質問等は控えるようにする。
- (イ) 授業担当者に対する暴言・威圧行為・脅迫的言動は絶対に行わない。

エ 授業開始チャイムの鳴り終わるまでに着席しておくこと。

- (ア) 開始チャイム後5分以内に入室した場合は「遅刻」となる。
- (イ) 開始チャイム後5分を経過して入室した場合は「欠課」となる。

(4) 登下校

ア 登校後の校舎への立ち入りは、午後5時以降とする。

イ 下校時間は次の通りである。

(ア) 平常時の完全下校時間は、午後9時50分とする。

(イ) 行事・考査等の完全下校時間は、そのつど定める。

(5) 上履き等の使用

ア 校舎内および食堂、渡り廊下は本校指定の上履きを使用する。

イ 体育館については、本校指定の体育館シューズを使用する。

(6) 校内美化

ア 教室および校内は常に美化に努める。

イ 校内に弁当などの外食は持ち込まない。特に事情がある場合は教職員に相談し、その指示にしたがう。

7 生徒の学校生活に関する留意点

本校は、教育の公共場所であることから社会的常識・ルール・マナーをもって生活することが原則である。本校での学びと共に、社会人としての常識や人間関係のあり方を高めましょう。

(1) 学校生活を継続する基本条件

ア 生活基盤が安定していること。

(ア) 学費等の納入に支障がなく、経済的生活基盤が整っていること。

(イ) 基本的な生活習慣が確立しており、通学等に支障がないこと。なお、未成年者については保護者の監督下にあること。

イ 勤労・勉学など健全な生活を行っていること。

ウ 本校に学ぶ意志・目的が明確であり、なお、望ましく通学することができていること。

(2) 生活基盤の安定の指導

ア 基本的な生活習慣の乱れによって、通学等に支障が現れた場合、面談やカウンセリングなど、生活基盤の安定化を促す指導を行う。

イ 年次積立等の納入金が、経済的生活基盤の不安定等から滞った場合、改善のための面談を行う。